

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十九号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年広島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（この規則の趣旨）

第一条 この規則は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第五条の九中「別記様式第六号の九」を「別記様式第六号の十二」に改め、同条を第五条の十とする。

第五条の八の見出し中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改め、同条中「別記様式第六号の八」を「別記様式第六号の十一」に改め、同条を第五条の九とする。

第五条の六及び第五条の七を削る。

第五条の五の見出し中「高額障害児施設給付費」を「高額障害児入所給付費」に改め、同条中「別記様式第六号の五」を「別記様式第六号の十」に改め、同条を第五条の八とする。

第五条の四の見出し中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条第一項中「別記様式第六号の四」を「別記様式第六号の九」に改め、同条を第五条の七とする。

第五条の三の見出しを「（入所受給者証）」に改め、同条中「施設受給者証」を「入所受給者証」に、「別記様式第六号の三」を「別記様式第六号の八」に改め、同条を第五条の六とする。

第五条の二の見出し中「障害児施設給付費等」を「障害児入所給付費等」に改め、同条中「別記様式第六号の二」を「別記様式第六号の七」に改め、同条を第五条の五とし、第五条の次に次の三条を加える。

（指定障害児通所支援事業者等の指定申請等）

第五条の二 法第二十一条の五の十五第一項及び法第二十四条の九第一項の規定による指定の申請並びに法第二十一条の五の十六第一項及び法第二十四条の十第一項の規定による指定の更新の申請は、別記様式第六号の二による申請書によつて行うものとする。

（指定障害児通所支援事業者等の変更等の届出）

第五条の三 法第二十一条の五の十九第一項（障害児通所支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときに限る。）及び法第二十四条の十三の規定による届出は、別記様式第六号の三による届出書によつて行うものとする。

2 法第二十一条の五の十九第一項（休止した指定通所支援の事業を再開したときに限る。）及び第二項の規定による届出は、別記様式第六号の四による届出書によつて行うものとする。

(指定障害児通所支援事業者等の業務管理体制の整備等の届出)

第五条の四 法第二十一条の五の二十五第二項又は第四項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)及び法第二十四条の三十八第二項又は第四項の規定による知事への届出は、別記様式第六号の五による届出書によつて行うものとする。

2 法第二十一条の五の二十五第三項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)及び法第二十四条の三十八第三項の規定による届出は、別記様式第六号の六による届出書によつて行うものとする。

第七条の五第一項中「第三十四条の十四第一項」を「第三十四条の十五第一項」に、「別記様式第九号の十一」を「別記様式第九号の十四」に改め、同条第二項中「第三十四条の十四第二項」を「第三十四条の十五第二項」に、「別記様式第九号の十二」を「別記様式第九号の十五」に改め、同条第三項中「第三十四条の十四第三項」を「第三十四条の十五第三項」に、「別記様式第九号の十三」を「別記様式第九号の十六」に改め、同条第四項中「第三十四条の十四第三項」を「第三十四条の十五第三項」に、「別記様式第九号の十四」を「別記様式第九号の十七」に改め、同条を第七条の六とする。

第七条の四第一項中「第三十四条の十一第一項」を「第三十四条の十二第一項」に、「別記様式第九号の七」を「別記様式第九号の十」に改め、同条第二項中「第三十四条の十一第二項」を「第三十四条の十二第二項」に、「別記様式第九号の八」を「別記様式第九号の十一」に改め、同条第三項中「第三十四条の十一第三項」を「第三十四条の十二第三項」に、「別記様式第九号の九」を「別記様式第九号の十二」に改め、同条第四項中「第三十四条の十一第三項」を「第三十四条の十二第三項」に、「別記様式第九号の十」を「別記様式第九号の十三」に改め、同条を第七条の五とする。

第七条の三第一項中「第三十四条の三第一項」を「第三十四条の四第一項」に、「別記様式第九号の四」を「別記様式第九号の七」に改め、同条第二項中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の四第三項」に、「別記様式第九号の五」を「別記様式第九号の八」に改め、同条第三項中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の四第三項」に、「別記様式第九号の六」を「別記様式第九号の九」に改め、同条を第七条の四とし、第七条の二の次に次の一条を加える。

(障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業)

第七条の三 法第三十四条の三第二項及び第三項の規定による届出は、別記様式第九号の四による届出書によつて、開始については事業開始の予定日の一月前までに、変更については変更の日から一月以内になければならない。

2 法第三十四条の三第四項の規定による届出は、別記様式第九号の五によつて、廃止又は休止の予定日の一月前までにしなければならない。

3 法第三十四条の三第四項の規定により休止を届け出た者は、休止した事業を再開しようとするときは、再開予定日の一月前までに、別紙様式第九号の六による届出書を知事に提出しなければならない。

第二十三条第一項中「第五十一条第二号及び第四号」を「第五十一条第三号及び第五号」

に改める。

別記様式第六号の九を次のように改める。

様式第6号の9 (第5条の10関係)

児童自立生活援助実施 (自立援助ホーム入居) 申込書

平成 年 月 日

広島県知事 様

(申込者)
郵便番号
住所
氏名

(印)

次のとおり児童自立生活援助の実施を受けたいので申し込みます。

援助の実施を希望する者	氏名	男・女	生年月日	年 月 日	(歳)
	住所		職業		
保 護 者	氏名		援助の実施を希望する者との続柄		
	住所		連絡先		
入居を希望する自立援助ホーム名	第1希望				
	第2希望				
援助の実施を希望する理由					
援助の実施を希望する期間	年 月 日から	年 月 日まで			
生活保護受給の状況	あり(平成 年 月 日保護開始)	なし			
中国残留邦人等に係る支援給付の状況	あり(平成 年 月 日支援給付開始)	なし			

- 注 1 「援助の実施を希望する理由」の欄には、その具体的な状況を記入すること。
- 2 「援助の実施を希望する期間」の欄には、援助の実施を希望する理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入すること。
- 3 「生活保護受給の状況」及び「中国残留邦人等に係る支援給付の状況」の欄には、該当のものを○で囲むこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 添付書類 徴収額決定のために必要な事項に関する書類(課税証明書等)

別記様式第六号の九を別記様式第六号の十二とする。

別記様式第六号の八中「第5条の8」を「第5条の9」とし、「知的障害児施設等指定辞退届出書」を「指定障害児入所施設指定辞退届出書」とし、「現に施設に入所（通所）している」を「現に施設に入所している」に改め、同様式を別記様式第六号の十一とする。

別記様式第六号の六及び別記様式第六号の七を削る。

別記様式第六号の五中「第5条の5」を「第5条の8」とし、「高額障害児施設給付費」及び「高額障害児施設給付費等」を「高額障害児入所給付費」に改め、注2及び注3を削り、同様式注4を同様式注2とし、同様式を別記様式第六号の十とする。

別記様式第六号の四中「第5条の4」を「第5条の7」とし、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」とし、「施設給付決定」を「入所給付決定」とし、「児童施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同様式を別記様式第六号の九とする。

別記様式第六号の二及び別記様式第六号の三を次のように改める。

様式第6号の2 (第5条の5関係)

(表)

(障害児入所給付費 ・ 特定入所障害児食費等給付費)
支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

次のとおり申請します。
なお、この申請に係る障害児入所支援負担上限月額等を決定するために必要な場合、所得の状況等について調査することに同意します。
また、児童福祉法の規定に基づき事務の範囲内で、関係自治体及び児童福祉施設に対して必要な情報提供をすることに同意します。

申請者	フリガナ		生年月日	昭和 年 月 日	
	氏名	Ⓔ		平成 年 月 日	
フリガナ	居住地	〒	電話番号		
支給申請に係る障害児氏名(施設入所児が18歳未満の場合に記入)			生年月日	平成 年 月 日	
身体障害者手帳	番号	等級	療育手帳番号	続柄	精神障害者保健福祉手帳番号
				程度	
(次の欄は医療型障害児入所施設又は指定医療機関の利用を希望する場合に記入し、保険証の写しを添付してください。)					
保険者名及び番号		被保険者証の記号及び番号			

申請するサービスの種類等	サービス利用の状況	障害児入所支援(障害児入所給付費)		利用中のサービスの種類、内容等	
		障害児通所支援(障害児通所給付費)		利用中のサービスの種類、内容等	
		障害福祉サービス(介護給付費等)		利用中のサービスの種類、内容等	
		種類		<input type="checkbox"/> 指定障害児入所施設(福祉型・医療型) <input type="checkbox"/> 指定医療機関	
障害児入所支援		具体的内容			

様式第6号の3 (第5条の6関係)

(一)

入所受給者証	
受給者証番号	
入所給付決定保護者	
居住地	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
フリガナ	
利用児(物)	
氏名	
生年月日	
交付年月日	
支給都道府県及び支給決定機関の名称及び印	

(二)

入所給付決定の内容	
入所支援の種類及び内容	
給付決定期間	
特定入所児童食費等給付費(補足給付)の支給内容	
支給額	円(日額)
適用期間	から
利用者負担に関する事項	
利用者負担上限額	円
適用期間	から
特記事項	

(三)

指定入所施設等の記入欄	
指定入所施設等名称	施設確認印
入所日	入所日・退所日
平成 年 月 日	
退所日	
平成 年 月 日	
入所日	
平成 年 月 日	
退所日	
平成 年 月 日	
入所日	
平成 年 月 日	
退所日	
平成 年 月 日	
(予備欄)	
入所日	退所日
平成 年 月 日	平成 年 月 日

(四)

注意事項欄	
<p>1 この証は、児童福祉法第24条の3第6項の規定による「入所受給者証」です。障害児入所給付費を受けるときに必要な証です。各面をよく読んで大切に保管してください。</p> <p>2 指定入所支援を受けようとするときは、必ずこの証を指定施設に提示してください。</p> <p>3 指定入所支援を受けるときに支払う金額は、この証の二面の利用者負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります。(※個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。)</p> <p>また、特定入所障害児食費等給付費(食事及び居住に要する費用)については「特定入所児童食費等給付費(補足給付)の支給内容」欄に記載された金額を一日当たりの上限として支給します。</p> <p>4 利用者負担上限月額及び特定入所障害児食費等給付費については、毎年入所給付決定保護者の取入に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を子ども家庭センターに提出してください。</p> <p>5 給付決定期間を経過したときは、障害児入所給付費の支給を受けられませんが、給付決定期間を経過する前に子ども家庭センターにこの証を添えて、障害児入所給付費の支給の申請をしてください。</p> <p>6 この証の「二面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、子ども家庭センターにその旨を届け出てください。</p> <p>7 給付決定期間内に「居住地を他の都道府県・政令市・児童相談所設置市(以下この注意事項欄において「他の都道府県等」という。)の区域に移すと、この証は使えなくなります。</p> <p>8 居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した子ども家庭センターに連絡又は相談してください。</p> <p>また、給付決定期間内に、他の都道府県等の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した子ども家庭センターに届け出てください。</p> <p>9 この証を破損し、汚し、又は紛失したときは、速やかにこの証を交付した子ども家庭センターに届け出て「再交付を受けてください」</p> <p>また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは速やかに子ども家庭センターに返してください。</p> <p>9 受給者の資格がなくなつたときは、直ちにこの証を子ども家庭センターに返してください。</p> <p>10 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。</p> <p>11 二面の「入所給付決定の内容」欄に記載されていない「指定入所支援」については、障害児入所給付費の支給は受けられません。</p>	

別記様式第六号の二を別記様式第六号の七とし、別記様式第六号の三を別記様式第六号の八とする。

別記様式第六号の次に次の五様式を加える。

指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設
指定(更新)申請書記入要領

- 1 「法人の種類」欄には、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社、有限会社等の別を記入すること。
- 2 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記入すること。
- 3 「事業等の種類」欄は、該当する事業又は施設の口にしを記入すること。
- 4 「事業等開始予定年月日」欄は、指定の申請を行う場合に、事業等の開始予定年月日を記入すること。
- 5 「指定の有効期間満了日」欄は、指定の更新の申請を行う場合に、現に受けている指定の有効期間満了日を記入すること。
- 6 「同一施設内において行う事業等の種類」欄には、既に指定を受けている事業等があればその種類を記入すること。
- 7 「事業所番号」欄には、既に事業所としての指定を受け、番号が付されている場合に、その事業所番号を記入すること。複数の番号を有する場合には様式を補正し、そのすべてを記入すること。
- 8 「備考」欄には、指定(更新)を受けようとする事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所の名称及び所在地を記入すること。
- 9 不要の文字は、消すこと。

様式第 6 号の 3 (第 5 条の 3 関係)

指定障害児通所支援事業者
指定障害児入所施設
指定変更届出書

広島県知事様

平成 年 月 日

所在地
名称
代表者



次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので、届け出ます。

指定内容を変更した 事業所・施設	事業所番号	名称	事業等の種類
	名	所 在 地	
変更のあった事項・書類			
1	事業所・施設の名称		(変更前)
2	事業所・施設の所在地 (設置の場所)		
3	申請者の名称		
4	申請者の主たる事務所の所在地		
5	代表者の氏名, 生年月日, 住所及び職名		
6	申請者の定款, 寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等		
7	医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であることを証する書類		(変更後)
8	事業所の平面図及び設備の概要		
9	建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要		
10	事業所・施設の管理者の氏名, 生年月日, 住所及び経歴		
11	事業所・施設の児童発達支援管理責任者の氏名, 生年月日, 住所及び経歴		
12	運営規程		
13	障害児通所給付費等の請求に関する事項		
14	従業員の氏名, 生年月日及び住所		
変更年月日			平成 年 月 日

- 注
- 1 該当項目番号を○で囲むこと。
 - 2 変更内容がわかる書類を添付すること。
 - 3 変更の日から10日以内に届け出ること。
 - 4 事業所は, 指定を受けている事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を含むものとする。
 - 5 障害児通所給付費等とは, 障害児通所給付費, 肢体不自由児通所医療費, 障害児入所給付費及び障害児入所医療費をいう。
 - 6 用紙の大きさは, 日本工業規格A列4とする。

様式第6号の4 (第5条の3関係)

廃止 届出書
 廃止 届出書
 指定障害児通所支援事業者
 休止 再開

平成 年 月 日

広島県知事様

所在地
 所在地
 名称
 代表者



廃止をします
 廃止をします
 休止をします
 休止をします
 再開をします
 再開をします

次のとおり事業の

ので届け出ます。

廃止(休止・再開)する事業所	事業所番号
	所在地	(〒 ー)
事業の種類	<input type="checkbox"/> 指定児童発達支援	
	<input type="checkbox"/> 指定医療型児童発達支援	
	<input type="checkbox"/> 指定放課後等デイサービス <input type="checkbox"/> 指定保育所等訪問支援	
廃止, 休止予定年月日又は再開年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
廃止又は休止する理由		
現に指定通所支援を受けている者に対する措置(廃止又は休止する場合のみ記入)		
休止の予合の期間(休止の場合同期記入)	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	

- 注
- 1 「事業の種類」欄は、該当する事業の□にレを記入すること。勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付すること。
 - 2 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業者の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付すること。
 - 3 休止した事業を再開したときは、再開の日から10日以内に届け出ること。
 - 4 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに届け出ること。
 - 5 不用の文字は消すこと。
 - 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第6号の5 (第5条の4関係)

業務管理体制に係る届出書

広島県知事様

平成 年 月 日

所在地
名称
代表者

㊞

指定障害児通所支援事業者
指定障害児入所施設
指定障害児相談支援事業者
の業務管理体制の整備に関する事項を届け出ます。
次のとおり、

届出の内容	1 新規届出				
	2 届出先区分の変更				
フリガナ				
事業者 主たる事務所・ 施設の所在地	(郵便番号 —)				
連絡先 法人の種別	電話番号	FAX番号			
代表者の職名・ 氏名・生年月日	職名	フリガナ 氏名	生年月日	年	月 日
代表者の住所	(郵便番号 —)				
事業所・施設名称等 及び所在地	事業所・施設名称	指定年月日	事業所番号	所在地	
法令遵守責任者	フリガナ 氏名	計ケ所	生年月日	年	月 日
業務が法令に適合 することを確保す るための規程の概 要					
業務執行の状況の 監査の方法の概要					
区分変更	区分変更前の行政機関の名称及び担当部署				
	事業者(法人)番号				
	区分変更の理由				
区分変更後の行政機関の名称及び担当部署					
区分変更年月日	年	月	日		

添付書類 指定を受けている事業所・施設の数が20以上の事業者・施設は業務が法令に適合することを確保するための規程、100以上の事業者・施設は業務執行の状況の監査の方法を記した資料

- 注
- 1 「届出の内容」欄は、該当する項目番号に○印を付すこと。
 - 2 「法人の種別」欄は、事業者が法人である場合に、営利法人、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、特定非営利活動法人等の区分を記入すること。
 - 3 「事業所・施設名称」欄は、事業所・施設を記入し、最後に事業所・施設の合計数を記入すること。書ききれない場合は、別紙に記入の上添付すること。
 - 4 「区分変更」欄は、届出先区分に変更のある場合に記入し、区分変更前及び区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出ること。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第八号注6中「第34条の19第1項各号」を「第34条の20第1項各号」に改める。

別記様式第九号の十四中「第7条の5」を「第7条の6」に改め、同様式を別記様式第九号の十七とする。

別記様式第九号の十三中「第7条の5」を「第7条の6」に改め、同様式を別記様式第九号の十六とする。

別記様式第九号の十二中「第7条の5」を「第7条の6」に改め、同様式を別記様式第九号の十五とする。

別記様式第九号の十一中「第7条の5」を「第7条の6」に改め、同様式を別記様式第九号の十四とする。

別記様式第九号の十中「第7条の4」を「第7条の5」に改め、同様式を別記様式第九号の十三とする。

別記様式第九号の九中「第7条の4」を「第7条の5」に改め、同様式を別記様式第九号の十二とする。

別記様式第九号の八中「第7条の4」を「第7条の5」に改め、同様式を別記様式第九号の十一とする。

別記様式第九号の七中「第7条の4」を「第7条の5」に改め、同様式を別記様式第九号の十とする。

別記様式第九号の六中「第7条の3」を「第7条の4」に改め、同様式を別記様式第九号の九とする。

別記様式第九号の五中「第7条の3」を「第7条の4」に改め、同様式を別記様式第九号の八とする。

別記様式第九号の四中「第7条の3」を「第7条の4」及び「当該事業所の管理者等」を「管理者（主たる養育者）等」及び「第34条の19第1項各号」を「第34条の20第1項各号」に改め、同様式を別記様式第九号の七とする。

別記様式第九号の三の次に次の三様式を加える。

様式第9号の4 (第7条の3関係)

障害児通所支援事業 開始
障害児相談支援事業 変更 届出書

平成 年 月 日

広島県知事様

郵便番号
住所
氏名



次のとおり 障害児通所支援事業 を 開始したい、
障害児相談支援事業 を 変更したい、 ので、関係書類を添えて届け出
ます。

事業の種類及び内容	氏名(名称)	
	住所 (主たる事務所の所在地)	
事業の用に供する施設	名称	
	種類 所在地	
当該事業所の管理者等の氏名		
職員の数	人	
	職員の職種	職務の内容
		職員の定数
		人
		人
		人
事業開始の予定年月日		
	年	月 日

注 1 不要の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

添付書類

- (1) 条例, 定款, その他の基本約款
- (2) 運営規程
- (3) 当該事業所の主な職員(管理者等)の履歴書
- (4) 収支予算書及び事業計画書(ただし, インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は, そのURLがわかるもの)
- (5) 変更の場合は, 変更する内容に応じて(1)から(4)までの書類のうち必要なものを添付すること。

様式第 9 号の 5 (第 7 条の 3 関係)

障害児通所支援事業 廃止
障害児相談支援事業 廃止
届出書

平成 年 月 日

広島県知事様

郵便番号
住所名
氏名



障害児通所支援事業 を 廃止
障害児相談支援事業 を 廃止
したいので、届け出ます。

- 1 事業の種類
- 2 事業所の名称及び所在地
- 3 当該事業の届出年月日
- 4 廃止・休止する年月日
- 5 廃止・休止の理由
- 6 現に便宜を受け又は通所している者に対する措置
- 7 休止の予定期間 (休止する場合に限る。)

- 注
- 1 不用の文字は、消すこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第9号の6 (第7条の3関係)

障害児通所支援事業 再開届出書
 障害児相談支援事業

平成 年 月 日

広島県知事様

郵便番号
 住所名
 氏名



次のとおり休止中の 障害児通所支援事業 障害児相談支援事業 を再開しますので、届け出ます。

事業の種類及び内容		
経営者(法人)	氏名(名称)	
	住所(主たる事務所の所在地)	
事業の用に供する施設	名称	
	種類	
	所在地	
当該事業所の管理者等の氏名		
職員の定数	人	
職員の種類	職務の内容	職員の定数
		人
		人
		人
休止届出年月日	年 月 日	
休止期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
休止後の経過及び再開理由		
再開予定年月日	年 月 日	

注 1 不要の文字は、消すこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の児童福祉法施行細則による様式でしている申請その他の手続は、改正後の児童福祉法施行細則の様式による申請その他の手続とみなす。

3 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）附則第二十五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する高額障害児施設給付費の支給の申請は、この規則による改正前の児童福祉法施行細則別記様式第六号の五により行うものとする。